

1 回目の加盟国協議に諮られている ISPM案に対する 我が国の主なコメント案

1 ISPM5 「植物検疫用語集」の改正

コメントなし。

2 ISPM6の改正 「国内のサーベイランスシステム」

コメントなし。

3 植物検疫措置としての温度処理の使用の要件

全体意見

【コメント案】

The use of the terms (i.e. commodity, consignment and load) should be clarified in this draft ISPM.

(仮和訳)

本基準案における"commodity(品目)","consignment(荷口)"及び"load(処理荷口)"の用語の使い分けについて明確にすべき。

【理由】本基準案の本文において、それぞれの用語が指す対象が不明確であるため、ISPM 5 に沿って適正化するべき。

(例) パラ 82 温度マッピング調査は、温度処理庫および処理荷口（当該品目の量及び配置）中の温度分布を十分に明らかにするために行われること。

パラ 90 低温処理は、荷口全体の品目の中心温度をモニタリングする必要がある。

パラ 101 温湯浸漬処理は、当該品目が完全に浸漬される方法である必要がある。

(参考) ISPM 5 植物検疫用語集においては、以下のとおり、"commodity"及び"consignment"が定義されている。

commodity : 品目

A type of plant, plant product, or other article being moved for trade or other purpose (貿易又はその他の目的のために移動されている植物、植物生産物又はその他の物品の種類)

consignment : 荷口

A quantity of plants, plant products and/or other articles being moved from one country to another and covered, when required, by a single phytosanitary certificate (a consignment may be composed of one or more commodities or lots)

(ある国から他の国に移動され、必要な場合、単一の植物検疫証明書で取り扱われる一定量の植物、植物生産物及び/又はその他の物品 (1つの荷口は、1つ以上の品目又はロットで構成される場合がある))

低温処理（パラ 57）

【コメント案】

（原文）

[57] Cold treatment is the only temperature treatment that can be applied during transport. The commodity should be precooled to the temperature at which the commodity will be treated prior to beginning treatment. Treatment may be started before transport of the shipment and completed on its arrival.

（仮和訳）

[57] 低温処理は、輸送中に適用可能な唯一の温度処理である。当該品目は処理開始前に処理温度となるまで予備冷蔵すること。処理は、積荷の発送前に始まり、その到着時に完了する場合がある。

【理由】低温処理が確実に行われるためには、処理開始時に生果実の温度を処理温度まで下げておくための予備冷蔵が必要であるため。

検査及び植物検疫証明（パラ 174-190）

【コメント案】

[184] NPPOs should clearly identify contingency actions to be taken if live pests are found, which may be as follows:

- [185] ~~target pests: no action, unless the required treatment response was not achieved~~
actions such as suspension of import and requesting the NPPO of the exporting country to take necessary actions (e.g. suspension of certification)
- [186] non-target regulated pests:
 - [187] no action if the treatment is believed to have been effective
 - [188] action if there are insufficient data on efficacy or the treatment is not known to have been effective
- [189] ~~non-target non-regulated pests: no action, or emergency action for new pests.~~

（仮和訳）

[184] NPPO は、生きた有害動植物が発見された場合にとられる臨時行動を明確に特定するべきであり、それらは以下の通りである場合がある：

- [185] 対象有害動植物：必要な処理対応が達成されなかった場合を除き、行動なし輸入の一時停止や輸出国 NPPO に対し必要な行動をとるよう要請するなどの行動（例えば、証明の一時停止）
- [186] 非対象規制有害動植物：
 - [187] 処理が、有効であると考えられる場合には、行動なし
 - [188] 有効性についてのデータが不十分、あるいは処理が有効であることが不明である場合には、行動あり
- [189] ~~非対象非規制有害動植物： 行動なし、あるいは、新たな有害動植物に対する緊急行動~~

【理由】対象有害動植物が発見された場合に必要な行動を記載する。非対象非規制有害動植物については、行動は必要ないと考える。

処理効果の確認（パラ 193）

【コメント案】

~~[193] In some circumstances pest mortality may not be achieved immediately after application of a temperature treatment, and live but non-viable target pests may be detected on post-treatment inspection. Where this is likely to occur, the treatment schedule should specify that live but non-viable target pests may be detected if inspection is undertaken before 100 percent mortality has occurred.~~

（仮和訳）

~~[193] 有害動植物の死滅は、温度処理の適用直後に達成されない場合があり、処理後の検査において、生きているが、生育不能の対象有害動植物が発見される場合がある。このようなことが起こる可能性がある場合には、処理基準には、死亡率が100%となる前に検査が実施される場合、生きているが生育不能の対象有害動植物が発見される可能性があるとして定めるべきである。~~

【理由】 生虫が発見された場合、生育可能か生育不能かを判断することができない。また、その後生虫の保管調査を行ったとしても、処理の効果で死滅したのか別の要因で死滅したのかが判断できない。このため、処理基準において生育不能の生虫が発見される可能性があることを前提として許容する場合、処理効果を正確に評価できないため。

付属書 1 : 温度処理効果の調査のためのガイダンス (パラ 206)

【コメント案】

(原文)

[206] The life stages of the pest treated should correspond to those most torelant life stages ~~likely to be found in trade and at the time of treatment application.~~

(仮和訳)

[206] 処理される病害虫の発育ステージは、貿易および処理の適用時に発見される可能性のある 最も耐性の高い発育ステージと一致するべきある。

【理由】 処理効果を正確に評価するためには、最も耐性の高い発育ステージを使用する必要がある。